

令和3年 第10回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年10月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時20分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	欠席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	欠席
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	出席
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第10回会議を開きます。  
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに5番委員を指名いたします。  
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第5条について議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3ページをご覧ください。  番号1と3は一時転用申請となります。  一時転用とは仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用後に元の状態に戻ることが確実であるかどうかを許可基準となります。</p> <p>番号1 受人 ○○県○○市○○○△丁目△番△△△号 ○○○○○○○株式会社○○○○○ 代表取締役 ○○○ 渡人 大字○△△△△番地△○○○○○ 土地の所在 大字○字○○○△△△番△畑 1筆 3,912㎡  転用目的 一時転用 埋蔵文化財試掘調査 権利内容 使用貸借権 許可日から2ヶ月 申請内容 太陽光発電事業 埋蔵文化財試掘調査 バックホウにて掘削 平成13年3月13日 合併による所有権登記 仮登記 有 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 仮登記権者の同意あり</p> <p>次ページをご覧ください。大字○字○○○地内の農地になります。  次ページをご覧ください。公図と配置図になります。</p> <p>受人は申請地で太陽光発電施設を予定しているが、実施にあたり文化財試掘調査が必要になるため申請したとのことです。調査結果によっては計画を止めることもあるとのことで、議案書にあるパネル配置図等については、概略図とのことです。文化財試掘調査については美里町の文化財担当にて行うものですが、試掘にあたり農地法の許可をとるように言われたとのことです。  調査は2週間位で完了。バックホウにて、幅1.4m位で全体調査、掘削調査は20cm～1m位掘るとのことです。  調査完了後は工事前の状態に原状回復し、事業の実施について検討するとのことです。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>5条の番号1を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>申請地は畑ですが、傾斜地でありますのでトラクターを使うのが困難だと思われれます。文化財の調査とのことなので問題はないと思います。ご審議お願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いします。</p>

<p>推進委員 東兎玉4番</p>	<p>現地確認をしましたところ、山のふもとの傾斜地で文化財調査なので、特に問題は無いと思います。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久1番</p>
<p>推進委員 松久1番</p>	<p>埋蔵文化財の試掘調査ということですが、調査するところは町には多くあるのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局も図面を見ましたが、場所は様々なところで集落の中やほ場の中にもあるようです。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p>
<p>3番委員</p>	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。3番委員</p>
<p>3番委員</p>	<p>受人は〇〇県の方ですが、許可後はどのような形で太陽光施設をどう維持管理していくのか詳細を教えてください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人は現在この場所で太陽光発電ができるのか調査しているとのこと。埋蔵文化財の試掘調査で何か出れば、計画をやめる可能性もあるとのこと。どう維持管理していくかなどは決まっていないとのこと。</p>
<p>3番委員</p>	<p>計画がまだ途中の段階で申請となると、どの程度審議したらよいか教えてい</p>

	<p>ただきたい。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の申請は、埋蔵文化財の試掘調査をするための一時転用申請でございます。仮に調査した結果、何も出てこなければ次は、太陽光発電を行うための農地転用の申請が出てきます。その際には、もっと細かな図面やどのように維持管理していくかなど確認して皆様には審議させていただきます。</p> <p>ですので、今回は埋蔵文化財の試掘調査をするための一時転用についてご審議していただけたらと思います。</p>
議 長	<p>その他に農業委員の方で質問はありますか。1番委員</p>
1番委員	<p>埋蔵文化財の調査の費用は、誰が負担するのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>試掘調査につきましては、町が負担するようです。</p>
1番委員	<p>試掘調査の後の本調査は誰が負担するのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>調査結果で何か出てきて、そこで何か事業を行いたいという場合には本掘調査の費用は実施者負担となるようです。</p>
議 長	<p>その他農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>

	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2 受人 ○○○市○○町△△△△番地△ ○○○○○○△△△ ○○ ○○ 渡人 ○○市○○○△丁目△番△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○ 字○○○△△△番△ 畑 1筆 466㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 会社員 新設 1棟 131.11㎡ 1階建て 令和2年 3月19日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続です。</p> <p>6ページをご覧ください。大字○○字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。公図と配置図になります。</p> <p>受人は○○○市の借家に住んでおり、2月に第1子が生まれる予定とのことで す。将来の事を考え、交通便が良く、静かな土地を探していたところ申請地を見 つけたとのことです。</p> <p>上下水道は西側道路にある水道と側溝に接続するとのことです。建物は新築1棟 1階建てで建築面積は131.11㎡の予定です。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の規定による番号2を審議いたします。11番委員より補足説明をお願い します。</p>
11番委員	<p>この土地ですが、以前にも2件ほど一般住宅の農地転用の申請がありました。 前回同様、特に問題はありませんのでご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員	<p>申請者ですが家族が増えるとのことで、住宅の建築を検討しており、申請人の</p>

松久 2 番	<p>奥様の実家が藤岡なので、近くで帰るのに都合がいいとのこと。申請人も許可が出ればすぐに建築するとのことなので問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受人 大字〇〇△△△△番地△ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇  渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇〇  △△△番△ 畑 1筆 290㎡ 転用目的 一時転用 資材置場 権利内容  賃貸借権 許可日から令和4年6月30日までとのこと。  申請内容 建設業 公共工事に伴う仮資材・重機置場 平成7年8月22日 相  続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地(青地)宅地に接続です。</p> <p>8ページをご覧ください。大字〇〇〇字〇〇〇〇地内の農地になります。  次ページをご覧ください。公図と配置図になります。  申請地から南に約200mにかけ、埼玉県を行う道路工事のための現場事務所  や資材、重機を置き、工事完了後は現状回復するとのこと。  3ページにお戻りください。ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>5条の規定による番号3を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いします。</p>

6 番委員	申請者ですが株式会社〇〇〇〇ですが、実績もあり、誠実な工事を行う業者でございます。申請内容につきましても公共工事に伴う仮資材、重機置場とのことです。問題はありませんのでご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 2 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢 2 番	10月20日に現地の方に視察に行きました。農地の現状は背の低い草が生えた状態でした。工事期間中の資材置場とのことで特に問題はないかと思えます。ただ、気になったことが1点ありまして、現地にカラーコーンが置いてあったのですがその名前が申請者の会社の名前ではありませんでした。おそらく工事が始まればその会社が下請けで工事を行うのだと思いますが、農業委員会申請の時くらは申請者の名前で置いといてもらいたいと感じました。ただ、会社自体は利益も十分にある会社のようなので現状回復はできると思われま。ご審議お願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	申請地は三角形の形をした農地になりますが、歩道側にガードレールがあります。これは工事するときは、撤去するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	今回の申請ですが、道路拡幅工事になります。それにあたり申請農地の道路側を買収して工事をするので、ガードレールは撤去するとのことです。
議 長	その他推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。
	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号3について、許可相当と思われる農業委

	<p>員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>
議 長	<p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1、番号2、番号3の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
議 長	<p>第2号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案 営農型太陽光発電は太陽光パネルの下の農地で農業を続け、地域の農業の持続的な発展を図ることや、荒廃農地が増加する中で、荒廃農地の再生を期待するものです。</p> <p>この制度を活用するには、農地に太陽光パネルを設置するために支柱部分を農地転用する必要があります。そして、この支柱部分の農地転用期間は3年間と定められており、発電を継続するのであれば3年ごとに許可を取る必要があります。そして、問題がなければ発電認定を受けてから20年間発電での収入が得られるものです。(29円/kw平成27年度分、令和3年は12円)</p> <p>別紙でお配りしたA4横のイラストをご覧ください。</p> <p>美里町で行っている営農型太陽光発電施設は、イラストにある「一般社団法人〇〇〇〇〇」が関わっており、美里事務所は大字〇〇にあります。</p> <p>美里町の営農型発電施設は平成26年11月、県内で初めて大字〇〇地内の3筆、2600㎡で通称第1期分として農地法の許可となりました。その後、これまで7期までの申請があり、現在159筆、20万㎡(20ha=20町)の農地で136基の発電施設(9,163kw)が建てられ、運用されております。</p> <p>それでは11ページをご覧ください。</p> <p>これから説明させていただきます営農型太陽光発電は平成27年12月に許可となり、その後、平成30年12月に更新許可となった、通称5期分の更新申請</p>



となります。

5期のパネル下部での栽培作物は櫛となり、営農事業者はA4横のイラストにある「株式会社〇〇〇〇」となっています。

「株式会社〇〇〇〇」は〇〇地区の農家が中心となって櫛を栽培している農業生産法人で代表取締役は大字〇〇地区在住の〇〇 〇〇氏となっています。

番号1 借人 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇〇△丁目△△△番地 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 お配りしたA4横のイラストで言うところの上の真ん中にある事業者で、発電を行い東京電力に電気を売り収入を得ています。太陽光パネルを設置するために農地所有者から農地上空の地上権と太陽光パネルを設置する柱部分を農地転用します。

農地の上空に太陽光パネルを設置するための3条の地上権と賃貸借権はすでに20年間の許可が出ているため、今回は5条の柱部分の一時転用のみとなります。

貸人については、12～15ページの77筆 99, 436㎡の内112.2578㎡(柱分の面積)の転用で許可日から3年間となります。発電出力は4,795.2kwになります。

場所については、16ページの位置図と17ページからの詳細図1～5になります。

営農型太陽光発電の5条の一時転用許可には「パネル下の農地における営農の適切な継続」が必要です。現地を確認したところ櫛の生育が良くない箇所もありましたが、主な原因として水不足によるものと害虫が発生したとのことでした。欠株については順次植え替えを行い専門家である〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇代表である〇〇氏にアドバイスをいただきながら改善していくとのことです。

櫛の実については、保健所に指導を受け安全管理対策を行うことになっている。また、保健所の担当者からも現地視察を行うと聞いています。

チップについては、雑草対策として農地に入れたが、櫛の生育に影響を与えるものではないとのこと。しかしながら、県、農業委員会から指摘があり今後入れることはないとのこと。

11ページにお戻りください。ご審議をお願いします。

議 長

営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。

推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。松久1番

<p>推進委員 松久 1 番</p>	<p>申請地を確認しましたが、一部チップなどがまかれておりましたが、草などの管理はされているようでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方から意見はありますか。大沢 2 番</p>
<p>大沢 2 番</p>	<p>営農型太陽光の申請者からは、町にどのような税金が入るのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>営農型太陽光の土地は、償却資産税が入ってくるようです。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。ないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。2 番委員。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>申請地はロープで仕切られているようですが、あの簡易的なものでよろしいのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>通常の太陽光発電の場合だと、フェンスなどは設置する必要があります。ですが営農型太陽光につきましては、最終的に撤去して所有者に返すものなので、農林水産省から簡易的なもので立ち入らないよう注意喚起をするということになっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>
<p></p>	<p>(農業委員全員挙手)</p>

賛成全員につき、許可相当と決定します。

5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

営農型太陽光発電関連の農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。

第3号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第3条、5条の規定による許可申請案件について議題といたします。

第3号議案について、5番委員に直接関係がありますので審議の間、退席をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

第3号議案 総会前に報告させていただきました、学校法人〇〇〇〇〇の営農型太陽光発電関連の申請になります。

内容・場所については、先月と同様になりますので割愛させていただきます。

先月の総会の中で代理人に学校法人が収益事業を行うことについて、問い合わせしたこともあり、総会后すぐに代理人から審議結果の問い合わせがありました。結果を伝えたところ、代理人から学校法人〇〇〇〇〇に収益事業を行うことについて、栃木県の認可申請について問い合わせを行ったようですが、〇〇〇〇〇では専門家に任せていたため詳しい申請内容については不明とのことでした。

そこで、農業委員会事務局より直接、栃木県の学事課へ問い合わせることについて了承をもらい確認いたしました。

まず学校法人〇〇〇〇〇は専修学校を経営しているので管轄は栃木県が行っているとのことでした。

そして、学校法人が寄附行為（定款）の変更をするには、管轄する部署にて認可が必要であり、栃木県で定めている各種要件を確認し認めているとのことでした。

そして、学校法人〇〇〇〇〇が発電事業を行うことについては、令和2年9月30日に認可書を出したとのことでした。

今回、農業委員会総会にて問題となったことなど説明させていただき、当時の認可について再度確認いただきましたが、認可が取り消しになることはないとの回答でした。

担当者からは、本業以外の収益事業が学校経営に影響が無いかを確認していると

	<p>のことで、今回は農業委員会からの問い合わせがあったため、当時の申請内容や〇〇〇〇〇にも確認いただいたとのことでした。</p> <p>営農型太陽光発電事業を実施するには3つの許可が必要となります。このため、各許可の審査項目は説明のとおり異なりますが、それぞれ審議いただき、ひとつでも不許可がある場合、その他の許可書も発行いたしません。</p> <p>23ページにお戻りください。まず3条のご審議をしていただき、その後、24ページの5条審議をお願いします。</p>
議 長	<p>営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。</p> <p>次に推進委員の方で意見のある方の挙手を求めます。松久1番</p>
推進委員 松久1番	<p>今回の申請は法的に手続きに不備はなかったということによろしいですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。そのように認識しております。</p>
推進委員 松久1番	<p>この太陽光発電の収益は、〇〇〇〇〇の収益になるのか理事長の個人の収益になるのか教えていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、学校法人〇〇〇〇〇の収益になります。</p>
議 長	<p>他に質問や意見のある方の挙手を求めます。大沢2番。</p>
推進委員	<p>学校法人が収益事業は、定款を変更して事業ができるようになったということ</p>

大沢 2 番	で問題はないと思いますが、要件の中に事業を継続して行われることというのがあります。20 年後は事業の方はどうなるのですか。
事務局	営農型太陽光申請は、20 年間発電事業を行うということで申請が上がってきております。
推進委員 大沢 2 番	20 年で事業が終わってしまうのでは事業が継続して行われるとはいえないのではないのでしょうか。
議 長	他に質問や意見のある方の挙手を求めます。松久 1 番
推進委員 松久 1 番	太陽光の国の方針は、まず 20 年間ということになっております。その先 1 年ごとに更新するのかどうかはまだ決まっております。 先日の新聞にも載っていましたが、国は太陽光発電を増やしたいが土地が少ないとのことです。国も 20 年後にやめられてしまうと電力不足で成り立たなくなってしまう。なので 20 年後太陽光発電をやめる可能性は低いと思います。 20 年後のことはまだ誰にも分かりませんということだと思います。
議 長	他に質問や意見のある方の挙手を求めます。大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	誰にも分らないということですが当事者は、20 年後のことも考えてると思います。そこで 20 年後どうするかによって事業が継続して認められるといえるのではないのでしょうか。学校法人〇〇〇〇〇がどう考えているのか伺いたい。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請書を見る限り、事業は 20 年までしか書かれておりません。20 年後は土地は返すと思われます。
推進委員	それだと事業を継続して行うとは言えないのではないのでしょうか。

大沢 2 番	
推進委員 松久 1 番	また同じになってしまいますが、国の方針は 20 年までのことしか答えを出していません。ですので、当事者も 20 年後どうするのかははっきり言えないのだと思います。
議 長	事業が継続して行われるかどうかについて関連した質問を受けたいと思います。農業委員 6 番。
6 番委員	太陽光発電について、学校法人が行うというのは私も受け入れがたいのですが、実際は今回の当事者に限らず他にも投資目的で学校法人が太陽光発電を行っているのが現状です。学校法人〇〇〇〇〇は発電事業のみで営農は〇〇〇〇〇が行うということなので問題はないのではと思います。
議 長	他に質問や意見のある方の挙手を求めます。2 番委員
2 番委員	学校法人〇〇〇〇〇の理事長の年齢を教えてください。年齢によっては継続して行われるかどうか判断するのに必要だと思います。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	年齢までは把握しておりません。学校法人〇〇〇〇〇は法人ですので理事長一人の考えだけではありません。なので理事長が変わっても継続されると思います。
議 長	他に質問や意見のある方の挙手を求めます。松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	何度も言うように、国が 20 年後はどうなるか分からないといっていますので、学校法人〇〇〇〇〇も分からないと思います。ここで 20 年後どうなるか話しても意味がないと思います。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	営農型太陽光の申請は、20年間事業を行うということです。20年行う中で3年ごとに一時転用の許可を行うものです。ですので、20年後はパネルを撤去して返すということでございます。
議 長	他に質問や意見のある方の挙手を求めます。大沢2番。
推進委員 大沢2番	ということは、20年後は続けたくてもできないということですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	土地所有者と事業者が20年後も行うということであれば、更新もできます。
推進委員 大沢2番	継続して事業が行われることは国も20年までしか考えがなく事業者も続けたくても分からないとのことでいいと思いますが、他に事業所を設けて行うことがあります。事業所は町周辺に設置するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事業を行う場所に必要というわけではなく栃木県にある事業所のみで問題ないとのことです。栃木県で様々な要件がある中で、審査をして美里町で発電事業を行うということは問題ないとのことでございます。
議 長	他に質問のある方の挙手を求めます。1番委員
1番委員	栃木県の許可とおっしゃいますが、本当に事業内容が変わったかどうかわかりませんので定款を読み上げてもらってよろしいのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	～定款を読み上げる～
議 長	<p>他に質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第 3 条、第 5 条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>3、5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	営農型太陽光発電関連の農地法第 3 条、第 5 条の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第 4 号議案農用地利用配分計画 (案) について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>農用地利用配分計画 (案) について説明を致します。</p> <p>こちらについては、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の (案) になります。</p> <p>今回は、既に集積してある農地を再配分する計画になります。</p> <p>農用地利用配分計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の 19 条で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構 (埼玉県農林公社) から耕</p>



	<p>作者へ配分してよいかの意見照会になります。</p> <p>議案書 28 ページが下児玉地区の配分計画案、29 ページが沼上地区の配分計画(案)となっております。</p> <p>内容につきましては、以前の間管理機構から借り受けていた方から新たな耕作者に再配分する計画になります。</p> <p>以上第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。ないようですので次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願い致します。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画(案)について、意見なしと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日でも意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第10回の農業委員会総会を終了します。</p>
<p>会長代理</p>	

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月25日

議 長

署名委員

署名委員